

検討委員会からのお知らせ

- ・義歯破損により、1日目に口腔内で義歯床の破折を修理して同時にクラスプ作製のための印象を行い、2日目にクラスプをセットした場合は、1日目と2日目の2回義歯修理の算定が可能です。

2日目にクラスプの算定のみで義歯修理の算定漏れが散見されますのでご注意ください。

病名「義歯破損 - クラスプ破損」 摘要欄記載「同月2度修理」

- ・根管側壁、髓室側壁または髓床底に穿孔があり封鎖を行うのは、抜髄または感染根管処置から根管充填までの一連の治療期間に、窩洞形成の「単純なもの」60点と充填の「単純なもの」106点及び充填材料により1歯1回に限り算定できます。

また、歯肉を剥離して行った場合は、歯槽骨整形手術110点または骨瘤除去手術110点による算定となります。この算定については抜髄または感染根管処置と同日での算定となりますのでご注意ください。

病名「Pul - 穿孔」「Per - 穿孔」